

# 熊本県公報

号外 第 25 号  
平成 19 年 6 月 27 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**登 載 依 頼**

- 参議院議員通常選挙における選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間の決定……………(選挙管理委員会) 1
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間の決定……………( " ) 1
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所の決定……………( " ) 2
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………( " ) 2
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における投票用紙の様式等の決定……………( " ) 2
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数……………( " ) 3

## 登 載 依 頼

### 熊本県選挙管理委員会告示第 40 号

平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項及び同法第 23 条第 1 項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等、同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 23 条の 11 第 2 項の規定に基づき行う在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は、次のとおりである。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙人名簿の登録基準日等
  - (1) 被登録資格の決定の基準日 平成 19 年 7 月 11 日  
(ただし、年齢については平成 19 年 7 月 29 日)
  - (2) 登録日 平成 19 年 7 月 11 日
  - (3) 縦覧期間 平成 19 年 7 月 12 日  
(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)
- 2 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間  
平成 19 年 7 月 12 日  
(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

### 熊本県選挙管理委員会告示第 41 号

平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項及び同法第 23 条第 1 項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等、同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 23 条の 11 第 2 項の規定に基づき行う在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は、次のとおりである。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙人名簿の登録基準日等
  - (1) 被登録資格の決定の基準日 平成 19 年 7 月 16 日  
(ただし、年齢については平成 19 年 7 月 29 日)
  - (2) 登録日 平成 19 年 7 月 16 日
  - (3) 縦覧期間 平成 19 年 7 月 17 日  
(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)
- 2 在外選挙人名簿に係る縦覧期間  
平成 19 年 7 月 17 日  
(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

**熊本県選挙管理委員会告示第 42 号**

平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県選挙管理委員会事務局。(熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、次に定める場所のうち選挙長の定める場所で行う。

時間	受付事務を行う場所
午前 8 時 30 分～正午	熊本県庁新館多目的 AV 会議室
正午～午後 5 時	熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室

**熊本県選挙管理委員会告示第 43 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項の規定に基づき平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	松見 辰彦	熊本県合志市栄 2127 番地 194
選挙長に事故があるとき又は欠けたとき その職務を代理する者	村山 栄一	熊本県上益城郡益城町大字古閑 9 番地 10

**熊本県選挙管理委員会告示第 44 号**

公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

候補者氏名

Blank box for candidate name

平成十九年執行衆議院  
熊本県第三区選出議員補欠選挙投票

熊本県選  
挙管理委  
員会之印

○注 意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備 考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、空色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 45 号

平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙において、候補者届出政党が、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 150 条第 1 項の規定による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次のとおりとする。

平成 19 年 6 月 27 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

株式会社熊本放送（テレビジョン放送）	1 回
株式会社熊本県民テレビ	1 回

